

「当座勘定規定」が一部改正となります

当組合口座への当日入金時間が24時間365日に拡大されたことを受け、「当座勘定規定」の内容を一部追加させていただきます。

■ 追加内容は下表のとおりです。(下線部を追加)

変更後	変更前
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>② <u>呈示された手形小切手は、呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。<u>なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないもの</u>とします。</p> <p>③ <u>手形、小切手の金額の一部</u>支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>